

# 令和4年度 軽自動車税(種別割)のしおり

## 軽自動車税(種別割)について

- 毎年4月1日現在の軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者または使用者に課税されます。
- 月割課税制度はありません。4月2日以降に譲渡や廃車等の手続きをされても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。
- 廃車や名義変更の際に正しく手続きを行わないと課税が続きます。納税通知書の内容をご確認の上、必要な場合は廃車や名義変更等の手続きを行ってください。なお、適切な手続きが済んでいるにも関わらず納税通知書が届いている場合は、お手数でもご連絡をお願いします。

### Q よくあるお問合せ：昨年度より税額が増えたのはどうして？

A1 初度検査年月から13年を経過していませんか？ ⇒ 『①内の重課税率』をご確認ください。

A2 新車で購入後、2回目の納税ではありませんか？ ⇒ 『②グリーン化特例(軽課)』をご確認ください。

## 税 率

### ① 3輪以上の軽自動車の税率

初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた年月)や排出ガス性能および燃費性能により税率が決まります。

また、初度検査年月から13年を経過した車両は、重課税率(環境保護の観点から税率を重くする制度)が適用されます。

初度検査年月※2		軽自動車の種別		平成21年3月以前	平成21年4月から平成27年3月	平成27年4月以降
				重課税率※1	旧税率	標準税率
3輪				4,600円	3,100円	3,900円
4輪以上	乗 用	自家用		12,900円	7,200円	10,800円
		営業用		8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用		6,000円	4,000円	5,000円
		営業用		4,500円	3,000円	3,800円

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引車は、重課の対象外です。

※2 初度検査年月は、自動車検査証(車検証)で確認できます。

自動車検査証						初めて車両番号の指定を受けた年月
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	
庄内〇〇あ1234	令和〇年〇月〇日	平成〇年〇月	軽自動車	乗用	自家用	
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
ABC-1234567	4人	-kg	〇〇〇kg	〇〇〇kg		

(裏面へ続きます)

## ② グリーン化特例（軽課）

初度検査年月が令和3年4月から令和4年3月までの車両で、環境に配慮した一定の基準を満たす場合、令和4年度に限り税率を軽減する「グリーン化特例（軽課）」が適用されます。

軽自動車の種別			電気自動車・天然ガス自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2	
			75%軽減	50%軽減※3	25%軽減※4
3輪			1,000円	2,000円※5	3,000円※5
4輪以上	乗 用	自家用	2,700円	適用なし	適用なし
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	適用なし	適用なし
		営業用	1,000円	適用なし	適用なし

※1 平成30年排出ガス規制適合車、又は平成21年排出ガス規制10%以上低減車に限る。

※2 平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

※3 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90%達成車

※4 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※5 営業用に限る。

## ③ 原動機付自転車等の税率

車種区分		税率
原動機付自転車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	
	総排気量90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪軽自動車	総排気量125cc超250cc以下	3,600円
2輪小型自動車	総排気量250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農作業用（トラクター、田植機など）	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円
雪上車・被けん引車（ボートトレーラなど）		3,600円

- 小型特殊自動車に該当する**田植機、ミニショベル、フォークリフト**などは、公道を走行しない車両であっても、軽自動車税（種別割）の登録を行って、ナンバープレートを取得する必要があります。
- 同じ車種でもナンバープレートの付替えはできません。買替の場合は新たに交付を受けてください。

## 減免制度について

下記①～③に係る軽自動車税（種別割）について、申請により減免を受けることができます。申請期限については、納税通知書に記載の納期限（5月31日）までとなります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【トップページ → 「税金」 → 「軽自動車税について」内 軽自動車税（種別割）減免制度について】

- ① 身体障害者等が所有するもので、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳いずれかの交付を受け、障害の程度が減免基準に該当する方（1人1台のみで普通自動車の減免と重複はできません。）
- ② 構造上、身体障害者等の利用に供するもの
- ③ 社会福祉法人等が公益のため直接使用すると認められるもの

【お問合せ先】 鶴岡市役所 課税課諸税係 TEL.0235-35-1176（直通）